

## 2021年6月22日 02-工-B-01-0017 改1

- 2 -

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		目次	
		<ol> <li>概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</li></ol>	
		<ol> <li>2. 基本方針</li> <li>2.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ol>	
		2.1 多量性又は多球性及び独立性並びや位置的分散。 2.2 悪影響防止等。	
		2.3 環境条件等 ·····	
		2.4 操作性及び試験・検査性·····	·25 も含むため)
		3. 系統施設ごとの設計上の考慮・・・・・	
		3.1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		3.2 原子炉冷却系統施設·····	
		3.3 計測制御系統施設	<ul> <li>・43</li> <li>要求事項に変更なく申請</li> </ul>
		3.4 放射線管理施設・	
		3.5 原子炉格納施設·····	
		3.6 その他発電用原子炉の附属施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		3.6.1 非常用電源設備·····	
		3.6.2 常用電源設備······	
			要求 <mark>事項</mark> に変更なく申
		<mark>3. 6. 3</mark> 火災防護設備·····	
		3.6.4 浸水防護設備······	
		3.6.5         補機駆動用燃料設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		3.6.0 并吊用取水設備· 3.6.7 緊急時対策所·····	
		3.0.1 来意时对来加	- 55
		別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート	
		別添2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針	
		別添3発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について	
		別添4 ブローアウトパネル関連設備の設計方針	

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ol> <li>概要 本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第9条,第14条,第15条(第1項及び第3項を除く。),第32条第3項,第38条第2項,第44条第1項第5号,第54条(第2 項第1号及び第3項第1号を除く。)及び第59条から第77条並びにそれらの「実 用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(以下「解釈」 という。)に基づき、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下に</li> </ol>	
	•	おける健全性について説明するものである。 今回は、健全性として、機器に要求される機能を有効に発揮するための系統設 計及び構造設計に係る事項を考慮して、「多重性又は多様性及び独立性に係る要 求事項を含めた多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散に関する事項(技 術基準規則第9条、第14条第1項、第54条第2項第3号、第3項第3号、第5 号、第7号及び第59条から第77条並びにそれらの解釈)」(以下「多重性又は多 様性及び独立性並びに位置的分散」という。)、「共用化による他号機への悪影響 も含めた、機器相互の悪影響(技術基準規則第15条第4項、第5項、第6項、 第54条第1項第5号、第2項第2号及び第59条から第77条並びにそれらの解 釈)」(以下「悪影響防止等」という。)、「安全設備及び重大事故等対処設備に想定 される事故時の環境条件(使用条件含む。)等における機器の健全性(技術基準規 則第14条第2項、第32条第3項、第44条第1項第5号、第54条第1項第1 号、第6号、第3項第4号及び第59条から第77条並びにそれらの解釈)」(以下 「環境条件等」という。)及び「要求される機能を達成するために必要な操作性、 試験・検査性、保守点検性等(技術基準規則第15条第2項、第38条第2項及び 第54条第1項第2号、第3号、第4号、第3項第2号、第6号及び第59条から 第77条並びにそれらの解釈)」(以下「操作性及び試験・検査性」という。)を説 明する。 健全性を要求する対象設備については、技術基準規則及びその解釈だけでな く、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する 規則」(以下「設置許可基準規則」という。)及びその解釈も踏まえて、重大事故	表現上の差異(「共用・相 互接続」の記載を含むため。 以下,同様の差異説明は省
		<ul> <li>等対処設備は全てを対象とし、安全設備を含む設計基準対象施設は以下のとおり 対象を明確にして説明する。</li> <li>「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」については、技術基準規則</li> <li>第 14 条第 1 項及びその解釈にて安全設備に対して要求されていること、設置許可基準規則第 12 条第 2 項及びその解釈にて安全機能を有する系統のうち安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの(以下「重要施設」という。)に対しても要求されていることから、安全設備を含めた重要施設を対象とする。人の不法な侵入等の防止の考慮については、技術基準規則第 9 条及びその解釈にて発電用原子炉施設に対して要求されていることから,重大事故等対処設備を含めた発電用原子炉施設に対して要求されていることから,重大事故等対処設備を含めた発電用原子炉施設に対して要求されていることから、生人事故等対処設備を含めた発電の多数に等」のうち、内部発生飛散物の考慮は、技術基準規則第 15 条第 4 項及びその解釈にて設計基準対象施設と両くる。</li> <li>メ用取る設計基準対象施設を対象とする。</li> <li>「悪影響防止等」のうち、内部発生飛散物の考慮は、技術基準規則第 15 条第 4 項及びその解釈にて設計基準対象施設を対象とする。</li> <li>「素い等5 項及びその解釈にて、安全設備に対して要求されていること、設置許可基準規則第 12 条第 6 項及びその解釈に</li> </ul>	と整合を図り,記載適正化)
		て重要安全施設に対して要求されていることから,安全設備を含めた重要安全施 設を対象とする。共用又は相互接続による安全性の考慮は,技術基準規則第15条 第6項及びその解釈にて安全機能を有する構築物,系統及び機器(以下「安全施	

- 3 -

- 4 -

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ul> <li>設」という。)に対して要求されているため、安全設備を含めた安全施設を対象と する。</li> <li>「環境条件等」については、設計が技術基準規則第 14 条第 2 項及びその解釈 にて安全施設に対して要求されているため、安全設備を含めた安全施設を対象と する。</li> <li>「操作性及び試験・検査性」のうち、操作性の考慮は、技術基準規則第 38 条第 2 項及びその解釈にて中央制御室での操作に対する考慮が要求されており、その 操作対象を考慮して安全設備を含めた安全施設を対象とする。試験・検査性、保 守点検性等の考慮は技術基準規則第 15 条第 2 項及びその解釈にて設計基準対象 施設に対して要求されており、安全設備を含めた設計基準対象施設を対象とする。</li> </ul>	
		<ol> <li>基本方針 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性につい て、以下の4項目に分け説明する。</li> <li>3重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散 重要施設は、単一故障が発生した場合でもその機能を達成できるように、十分 高い信頼性を確保し、かつ維持し得る設計とし、原則、多重性又は多様性及び独 立性を備える設計とする。</li> </ol>	
		多重性又は多様性及び独立性を備える設計とすることにより,単一故障,環境 条件,自然現象,発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設 の安全性を損なわせる原因となるおそれのある事象であって人為によるもの(以 下「人為事象」という。)(故意によるものを除く。),溢水,火災等により安全機 能が損なわれるおそれがない設計とする。	針の引用。先行は故意を含む事象を外部人為事象と呼
		なお、自然現象のうち地震に対する設計については、添付書類「VI-2 耐震性 に関する説明書」のうち添付書類「VI-2-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施 する。地震を除く自然現象及び人為事象(故意によるものを除く。)に対する設計 については、添付書類「VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の 防止に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対す る自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施する。溢水に対 する設計については、添付書類「VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関す る説明書」のうち添付書類「VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関す る説明書」のうち添付書類「VI-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針」に 基づき実施する。火災に対する設計については、添付書類「VI-1-1-7 発電用原 子炉施設の火災防護に関する説明書」の「2. 火災防護の基本方針」に基づき実 施する。また、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設計上の考 慮等については、別添3「発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止につい	表現上の差異
		慮等にろいては、別添3「発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止にろいて」に基づき実施する。 重要施設は、当該系統を構成する機器に短期間では動的機器の単一故障,長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できるよう、原則として、多重性又は多様性及び独立性を持つ設計とする。 短期間と長期間の境界は24時間とする。	表現上の差異

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		重要施設のうち,単一設計で安全機能を達成できるものについては、その設計 上の考慮を「3. 系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。	表現上の差異(記載適正化)
		重大事故防止設備については,設計基準事故対処設備並びに使用済燃料プール の冷却設備及び注水設備(以下「設計基準事故対処設備等」という。)の安全機能 と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,共通要因の 特性を踏まえ,可能な限り多様性及び独立性を有し,位置的分散を図ることを考 慮して適切な措置を講じた設計とする。ただし,重大事故に至るおそれのある事 故が発生する要因となった喪失機能を代替するもののうち,非常用ディーゼル発 電機等のように,多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基 準事故対処設備がないものは,多様性及び独立性並びに位置的分散の設計方針は 適用しない。 常設重大事故防止設備は,設計基準事故対処設備等の安全機能と共通要因によ って同時にその機能が損なわれるおそれがないように,共通要因の特性を踏ま え,可能な限り多様性及び独立性を有し,位置的分散を図ることを考慮して適切 な措置を講じた設計とする。 常設重大事故防止設備のうち,計装設備については,重大事故等に対処するた めに監視することが必要なパラメータの計測が困難となった場合に,当該パラメ ータを推定するために必要なパラメータを異なる物理量又は測定原理とする等, 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータに対して可能な 限り多様性を有する方法により計測できる設計とするとともに,可能な限り位置 的分散を図る設計とする。重大事故等対処設備の補助パラメータは,代替する機 能を有する設計基準事故対処設備と可能な限り多様性及び独立性を有し,位置的	
		<ul> <li>分散を図る設計とする。</li> <li>可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ることを考慮して適切な措置を講じた設計とする。</li> <li>可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備と常設設備との接続ロは、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。また、一つの接続ロで複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続ロを設け、状況に応じてそれぞれの系統に必要な流量を同時に供給できる設計とする。</li> <li>可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故対処設備等及び重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</li> </ul>	(女川は供用期間中に発生
		重大事故緩和設備についても,共通要因の特性を踏まえ,可能な限り多様性を 有し,位置的分散を図ることを考慮する。	

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		原子炉建屋,制御建屋,緊急用電気品建屋及び緊急時対策建屋(以下「建屋等」 という。)については,地震,津波,火災及び外部からの衝撃による損傷を防止で きる設計とする。	設備名称の差異 プラント固有条件の差異
		共通要因としては,環境条件,自然現象,人為事象,溢水,火災及びサポート 系の故障を考慮し,以下(1)~(5)に環境条件を除く考慮事項に対する設計上の考 慮を説明する。なお,環境条件については,事故等時の温度,放射線,荷重その 他の使用条件において,重要施設及び重大事故等対処設備がその機能を確実に発 揮できる設計とすることを,「2.3 環境条件等」に示す。	
		設計基準事故対処設備等,常設重大事故防止設備及び可搬型重大事故等対処設備について,その機能と,多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮する対象設備を「3. 系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。 (1) 自然現象	表現上の差異(記載適正化)
		重大事故等対処設備の共通要因のうち,地震,津波,風(台風),竜巻,凍結, 降水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災及び高潮を考慮する。 このうち,凍結及び降水は屋外の天候による影響として,地震,風(台風)及び 積雪は荷重として,「2.3 環境条件等」に示す。	ブラント固有条件の差異 (女川は供用期間中に発生 する規模を考慮し, <mark>環境条 件として</mark> 津波及び火山の影響は考慮不要,竜巻は風(台
		地震, 津波を含む自然現象の組合せの考え方については, 添付書類「VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書 類「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関 する基本方針」の「4. 組合せ」に示す。 a. 地震, 津波 地震及び津波に対して, 重大事故等対処設備は以下の設計とする。	
		<ul> <li>・常設重大事故防止設備は,技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置する。</li> <li>・常設重大事故防止設備は,地震に対しては技術基準規則第50条「地震による 損傷の防止」に基づく設計とし,津波に対しては二次的影響も含めて技術基準 規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計とする。</li> <li>・地震による共通要因故障の特性は,設備等に発生する地震力(設備が設置され る地盤や建物の影響によって設備等に発生する地震力は異なる。)又は地震に よる下位クラス施設からの波及的影響により同じ機能を有する設備が同時に</li> </ul>	地震による波及的影響は,

- 6 -

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		機能喪失に至ることであることから,常設重大事故防止設備は,設計基準事故 対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように,可能な限り設計基準事 故対処設備等と位置的分散を図る。	係る基本方針」で説明(詳 細は「補足-600-4 下位ク ラス施設の波及的影響の検 討について」で詳述))
		<ul> <li>・津波による共通要因故障の特性は、津波の流入、浸水、引き波による水位低下 により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常 設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれ がないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と高さ方向に位置的分散を 図る。</li> </ul>	ブラント固有条件の差異 表現上の差異(記載適正化)
		<ul> <li>・地震に対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、技術基準規則第49条「重 大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上の建屋等内に保管する。</li> <li>・屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要に より固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液 状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、 地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管す る。</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備は、地震に対しては技術基準規則第50条「地震に</li> </ul>	
		よる損傷の防止」にて考慮された設計とし、津波に対しては二次的影響も含め て技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。	設計の差異(女川は屋外の
			設計の差異(女川は屋外の 重大事故等対処設備の共通 要因としての自然現象に対
			する設計は,位置的分散の 考慮によって,設計基準事 故対処設備等と同じ機能を 有する他の重大事故等対処
			設備が同時に機能喪失しな い設計としている旨を下段 に記載)
		<ul> <li>・地震による共通要因故障の特性は、設備等に発生する地震力(設備が設置される地盤や建物の影響によって設備等に発生する地震力は異なる。)又は地震による下位クラス施設からの波及的影響により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれが</li> </ul>	表現上の差異(記載の適正 化,地震による波及的影響 は、「VI-2-1-5 波及的影響 に係る基本方針」で説明(詳 細は「補足-600-4 下位ク
		ないように,設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備 と位置的分散を図り,複数箇所に分散して保管する。	ラス施設の波及的影響の検 討について」で詳述))
		<ul> <li>・津波による共通要因故障の特性は、津波の流入、浸水、引き波による水位低下により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、可 機型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処</li> </ul>	プラント固有条件の差異 表現上の差異(記載適正化, 基本設計方針の引用)
		設備と同時に機能を損なうおそれがないように,設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り,複数箇所に分散して保管する。	ar (964) ( 778) (773)
		<ul> <li>・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、技術基準規 則第50条「地震による損傷の防止」及び技術基準規則第51条「津波による損 傷の防止」に基づく設計とする。</li> </ul>	プラント固有条件の差異

- 7 -

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ul> <li>・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、技術基準規 則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上の建屋内又は建屋面 に複数箇所設置する。また、接続口から建屋内に水又は電力を供給する経路の うち、常設の経路については、常設重大事故等対処設備として設計し、可搬型 ホース等を用いる経路については、可搬型重大事故等対処設備として設計す る。</li> <li>これらの設計のうち、常設重大事故等対処設備の耐震設計については、添付書類 「VI-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「VI-2-1 耐震設計の基本方針」 に基づき実施する。また、可搬型重大事故等対処設備の保管場所及び屋外・屋内 アクセスルートにおいて周辺斜面が崩壊しないことの考慮等については、別添1 「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。耐震設計 を含めた自然現象、人為事象、溢水及び火災に対する位置的分散が図られた可搬 型重大事故等対処設備の機能保持に係る設計については、別添2「可搬型重大事 故等対処設備の設計方針」に基づき実施する。位置的分散を図った重大事故等対 処設備の耐津波設計については、添付書類「VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然 現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-2-1 発電 用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき 実施する。</li> </ul>	表現上の差異(基本設計方 針の引用) 設計方針の差異(女川は設 備に応じて常設又は可搬と しての設計を行う。以下, 同様の差異説明は省略) 図書番号の差異
		<ul> <li>b. 風(台風), 竜巻, 凍結, 降水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災及び高潮</li> <li>風(台風),竜巻,凍結,降水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災及び高潮に対して,重大事故等対処設備は以下の設計とする。</li> <li>(a) 常設重大事故等対処設備</li> <li>・常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか,又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれな</li> </ul>	<ul> <li>通要因として考慮する自然</li> <li>現象を記載)</li> <li>表現上の差異(全ての事象)</li> </ul>
		<ul> <li>内に設置するが、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれない いように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り、屋外に設置する。</li> <li>風(台風)による共通要因故障の特性は、風(台風)による荷重(風圧力、気 圧差)により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建 屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り、屋外に設置する。</li> <li>竜巻による共通要因故障の特性は、竜巻による荷重(風圧力、気圧差、飛来物の衝撃荷重)により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることである ことから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が</li> </ul>	明記)
		<ul> <li>損なわれないように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り、屋外に設置する。</li> <li>・落雷による共通要因故障の特性は、雷撃電流により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り、屋外に設置する。また、常設代替交流電源設備は、避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。</li> </ul>	針の引用)

- 8 -

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書)

	<ul> <li>・生物学的事象のうちネズミ等の小動物による共通要因故障の特性は、電気盤内 での地絡・短絡により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであ ることから、屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等 に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</li> <li>・生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物による共通要因故障の特性は、海水ポ</li> </ul>	設計の差異(屋外の常設重 大事故防止設備に対する設 計方針の差異)
	ることから、屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。	大事故防止設備に対する設
	に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。	大事故防止設備に対する設
		大事故防止設備に対する設
	<ul> <li>・生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物による共通要因故障の特性は、海水ポ</li> </ul>	
	<ul> <li>・生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物による共通要因故障の特性は、海水ポ</li> </ul>	計方針の差異)
	・生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物による共通要因故障の特性は、海水ポ	
	ンプの閉塞等により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであ	
	ることから、影響を受けるおそれのある常設重大事故防止設備は、侵入防止対	
	策により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない	
	設計とする。	
	<ul> <li>・森林火災による共通要因故障の特性は、熱損傷、ばい煙により同じ機能を有す</li> </ul>	
	る設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備	
	は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は	
	設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事	表現上の差異(基本設計方
	故対処設備等と位置的分散を図る。	針の引用)
	・高潮による共通要因故障の特性は、没水、被水により同じ機能を有する設備が	
	同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備(非常用取	表現上の差異(基本設計方
	水設備を除く。)は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。	針の引用)
	・高潮に対する考慮は、高潮ハザードについて津波の外郭防護の裕度評価におい	
	て参照する。	
	(b) 可搬型重大事故等対処設備	
	<ul> <li>可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建</li> </ul>	表現上の差異(全ての事象
	屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設	に対する共通の設計方針を
	備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等	明記)
	の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の	
	複数箇所に分散して保管する。	
	・風(台風)による共通要因故障の特性は、風(台風)による荷重(風圧力、気	
	圧差)により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることであることか	
	ら、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られ	
	た建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対	
	処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設	表現上の差異(基本設計方
	備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内	針の引用)
	側の複数箇所に分散して保管する。	
	<ul> <li>・竜巻による共通要因故障の特性は、竜巻による荷重(風圧力、気圧差、飛来物)</li> </ul>	
	の衝撃荷重)により同じ機能を有する機器が同時に機能喪失に至ることである	
	ことから、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が	
	図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事	表現上の差異(基本設計方
	故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故	針の引用)
	対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火	
	帯の内側の複数箇所に分散して保管する。また、可搬型重大事故等対処設備は、	設計の差異(女川では <mark>,重</mark>
	浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備等や同じ機能を有する	大事故等対処設備は、地震、
	他の重大事故等対処設備に衝突する可能性がある設備に対し、飛散させないよ	火災,溢水及びその他の自
	う固縛の措置をとることにより、設計基準事故対処設備等や同じ機能を有する	然現象に対して,設計基準
	他の重大事故等対処設備が同時に損傷しない設計とする。	事故対処設備等と位置的分

- 9 -

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ul> <li>・ 落雷による共通要因故障の特性は、雷撃電流により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する。</li> <li>・ 生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物による共通要因故障の特性は、海水ボンブの閉塞等により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、クラゲ等の海生生物からの影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備に、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備に、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、ス</li> <li>・ 森林火災による共通要因故障の特性は、没水、被水により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する。</li> <li>・ 高潮による共通要因故障の特性は、没水、被水により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。</li> <li>・ 高潮によう考慮は、高潮ハザードについて津波の外部防護の裕度評価において参照する。</li> </ul>	散を図ることで必要な機能 を同時に喪失しない設計と していることを「2.1 多重 性又は多様性及び独立性並 びに位置的分散」に整理し ている。 したがって、 竜巻による飛 散防止のための固縛措置は 悪影響防止としてではな く、位置的分散による機能 維持のためである ため、本 項目に記載。 東海第二では、竜巻による 影響を「2.2 悪影響防止」 において考慮し、また、「2.3 環境条件等」にも記載して いる。) 表現上の差異(基本設計方 針の引用)
		(c) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口 <ul> <li>・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。また、接続口から建屋内に水又は電力を供給する経路のうち、常設の経路については、常設重大事故等対処設備として設計し、可搬型ホース等</li> </ul>	

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		を用いる経路については、可搬型重大事故等対処設備として設計する。 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して、可搬型重大事故等対処設備と 常設重大事故等対処設備の接続口を 屋外に設置する場合は、開口部の閉止によ り重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計と	
		する。 <ul> <li>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</li> <li>高潮に対する考慮は、高潮ハザードについて津波の外郭防護の裕度評価において参照する。</li> </ul>	表現上の差異(基本設計方 針の引用)
		上記(a)~(c)の設計のうち,外部からの衝撃として風(台風),竜巻,凍結,降 水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災及び高潮に対する位置的 分散を図る重大事故等対処設備の設計については,添付書類「VI-1-1-2 発電用 原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「VI -1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する 基本方針」に基づき実施する。 なお,保管場所及び屋外・屋内アクセスルートにおいては,風(台風),竜巻, 凍結,降水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災及び高潮に対す る考慮について,別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスル ート」に示す。	
		<ul> <li>(2) 人為事象</li> <li>重大事故等対処設備の共通要因のうち、人為事象については、飛来物(航空機落下),爆発,近隣工場等の火災,危険物を搭載した車両、有毒ガス,船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。なお、電磁的障害については、「2.3 環境条件等」にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</li> <li>a. 爆発,近隣工場等の火災,危険物を搭載した車両,有毒ガス及び船舶の衝突</li> </ul>	針の引用)
		爆発,近隣工場等の火災,危険物を搭載した車両,有毒ガス及び船舶の衝突に 対して,重大事故等対処設備は以下の設計とする。 ・爆発,近隣工場等の火災,危険物を搭載した車両及び有毒ガスによる共通要因 故障の特性は,熱損傷,ばい煙により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失 に至ることであることから,常設重大事故防止設備は,外部からの衝撃による 損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか,又は設計基準事故対処設備等と 同時にその機能が損なわれないように,設計基準事故対処設備等と位置的分散 を図り,屋外に設置する。	表現上の差異(記載適正化)
		<ul> <li>品面の面実による実通委囚政庫の特性は、取水面活塞により同じ機能を有する</li> <li>設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止設備は、</li> <li>外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計</li> <li>基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事故対</li> <li>処設備等と位置的分散を図り、屋外に設置する。</li> <li>爆発,近隣工場等の火災,危険物を搭載した車両及び有毒ガスによる共通要因</li> <li>故障の特性は、熱損傷、ばい煙により同じ機能を有する設備が同時に機能喪失</li> <li>に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃に</li> <li>よる損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備</li> <li>等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないよ</li> </ul>	

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		うに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置	
		的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する。	
		・船舶の衝突による共通要因故障の特性は、取水路閉塞により同じ機能を有する	表現上の差異(基本設計方
		設備が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備	針の引用)
		は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は	
		設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を	
		損なうおそれがないように,設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大	
		事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管	
		する。	
		・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、建屋の異な	表現上の差異(基本設計方
		る面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇	針の引用)
		所設置する。また、接続口から建屋内に水又は電力を供給する経路のうち、常	設計方針の差異
		設の経路については,常設重大事故等対処設備として設計し,可搬型ホース等	
		を用いる経路については、可搬型重大事故等対処設備として設計する。	
		これらの設計のうち、外部からの衝撃として、爆発、近隣工場等の火災、危険	
		物を搭載した車両,有毒ガス及び船舶の衝突に対する位置的分散を図る重大事故	表現上の差異(記載適正化)
		等対処設備の設計については、添付書類「VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現	図書番号の差異
		象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-2-1-1 発電用	
		原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実	
		施する。	
		b. 飛来物(航空機落下)及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム	
		飛来物(航空機落下)及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに	
		対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。	
		(a) 飛来物(航空機落下)	
		<ul> <li>・飛来物(航空機落下)による共通要因故障の特性は、衝突荷重により同じ機能</li> </ul>	表現上の差異(基本設計す
		を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故防止	
		設備は、設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なうおそれがないよう	
		に、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置する。	
		・飛来物(航空機落下)による共通要因故障の特性は、衝突荷重により同じ機能	
		を有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等	
		対処設備及び可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	
		は、「(b) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム」に対する設計上	
		の考慮と同様の設計上の考慮を行う。	
		<ul><li>(b) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム</li></ul>	
		<ul> <li>・故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、可搬型重大事故</li> </ul>	
		(これはなる)、「「「「「」」、「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」	
		<ul> <li>・屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配</li> </ul>	
		・ 室内の可飯室里入事故等対処設備は、可能な限り設計室準事政対処設備等の能置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して	
		Eも3のCR設星入争攻寺内処設備と位直的力散を図り、複数固力に力散して 保管する設計とする。	
		<ul> <li>・屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常</li> </ul>	実用トの主毘 (離隠呖離た
		設重大事故等対処設備が設置されている建屋等から 100m 以上の離隔距離を確	
		保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の	の違い)
		設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距 離たななり、たして、た料体でに公共して伊徳士ス部計したス	
		離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。	

- 12 -

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ul> <li>・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した位置に複数箇所設置する。また、接続口から建屋内に水又は電力を供給する経路のうち、常設の経路については、常設重大事故等対処設備として設計し、可搬型ホース等を用いる経路については、可搬型重大事故等対処設備として設計し、可搬型ホース等を用いる経路については、可搬型重大事故等対処設備は、人の不法な侵入等の防止対策を講じた設計とする。具体的には、別添3「発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止について」に基づき設計上の考慮を行う。</li> </ul>	針の引用)
		<ul> <li>(3) 溢水</li> <li>溢水に対して、重大事故等対処設備は以下の設計とする。</li> <li>・重大事故等対処設備に期待する機能については、溢水影響を受けて設計基準事 故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないよう、被水及び蒸気影響に対 しては可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り、没水の影響に 対しては溢水水位を考慮した位置に設置又は保管する。</li> <li>・溢水による共通要因故障の特性は、没水、被水、蒸気の流出により同じ機能を 有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、常設重大事故等対処 設備は、可能な限り多様性を有し、位置的分散を図ることで、想定される溢水 水位に対して設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうことのない設計 とする。</li> <li>・溢水による共通要因故障の特性は、没水、被水、蒸気の流出により同じ機能を 有する設備が同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備として設計基準事故対処設備を及び常設重大事故等対処設備と同時に機能 を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重 大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備と位置の分散を図り、複数箇所に分散して保管する。</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備とど電設重大事故等対処設備の接続口は、建屋の異な る面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した隣接しない位置 に複数箇所設置する。また、接続口から建屋内に水又は電力を供給する経路 のうち、常設の経路については、常設重大事故等対処設備として設計し、可搬 型ホース等を用いる経路については、可搬型重大事故等対処設備として設計し、可搬 型ホース等を用いる経路については、「一般型重大事故等対処設備として設計」、可搬 型ホース等を用いる経路については、「新設重大事故等対処設備として設計」、可搬 型ホース等を用いる経路については、「新設重大事故等対処設備として設計」、可能 型ホース等を用いる経路については、「新設重大事故等対処設備として設計」、可能</li> </ul>	針の引用) 設計方針の差異
		よる損傷防止の基本方針」に基づき実施する。 (4) 火災 火災に対して,重大事故等対処設備は以下の設計とする。 ・常設重大事故防止設備は,技術基準規則第 52 条「火災による損傷の防止」に 基づく設計とする。 ・内部火災による共通要因故障の特性は,熱損傷により同じ機能を有する設備が 同時に機能喪失に至ることであることから,常設重大事故防止設備は,設計基 準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように,可能な限り設計 基準事故対処設備等と位置的分散を図る。	

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》 柏페州沿床十刀 発電 所 界 (	<b>₽.做求—死黽</b> //ſ	<ul> <li>         ・可搬型重大事故等対処設備は、火災防護対策を火災防護計画に策定する。     </li> <li>         ・内部火災による共通要因故障の特性は、熱損傷により同じ機能を有する設備が         同時に機能喪失に至ることであることから、可搬型重大事故等対処設備は、設         計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうお         それがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対         処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する。     </li> <li>         ・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、技術基準規         則第 52 条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。     </li> <li>         ・可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、技術基準規         則第 52 条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。     </li> <li>         ・可搬型重大事故等対処設備とは、建屋の異な         る面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に離隔した隣接しない位置に複数箇所設置する。また、接続口から建屋内に水又は電力を供給する経路         のうち、常設の経路については、常設重大事故等対処設備として設計し、可搬         型ホース等を用いる経路については、可搬型重大事故等対処設備として設計し、</li> </ul>	表現上の差異(基本設計力 針の引用)
		る。 これらの設計のうち,位置的分散が図られた常設重大事故等対処設備の火災防 護設計については,添付書類「VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する 説明書」の「2. 火災防護の基本設計」に基づき実施する。位置的分散が図られ た可搬型重大事故等対処設備の火災防護計画については,添付書類「VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「8. 火災防護計画」に基づき 策定する。	図書番号の差異
		<ul> <li>(5) サポート系の故障</li> <li>重大事故等対処設備において系統又は機器に供給される電力,空気,油及び冷却水を考慮する。</li> <li>重大事故等対処設備は,設計基準事故対処設備等と可能な限り系統としての多</li> <li>重性又は多様性及び独立性を有する設計とするが,サポート系の故障に対しても,可能な限り,多重性又は多様性及び独立性を有するよう,以下の設計とする。</li> <li>・常設重大事故防止設備は,設計基準事故対処設備等と異なる駆動源,冷却源を 用いる設計,又は駆動源,冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。</li> </ul>	針の引用) 表現上の差異(基本設計た 針の引用)
		<ul> <li>・常設重大事故防止設備は,設計基準事故対処設備等と可能な限り異なる水源を もつ設計とする。</li> <li>・可搬型重大事故防止設備は,設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設 備と異なる駆動源,冷却源を用いる設計とするか,駆動源,冷却源が同じ場合 は別の手段が可能な設計とする。</li> <li>・可搬型重大事故防止設備は,設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設 備と可能な限り異なる水源を用いる設計とする。</li> </ul>	針の引用)
		2.2 悪影響防止等 設計基準対象施設は、他の設備から悪影響を受け、安全性を損なわないよう、 配置上の考慮又は多重性を考慮する設計とする。 重大事故等対処設備は、発電用原子炉施設(他号機を含む。)内の他の設備(設 計基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備)に対し て悪影響を及ぼさない設計とする。	表現上の差異(基本設計た 針の引用, 共用・相互接続 も含むため) 表現上の差異

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		他の設備への悪影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的	表現上の差異(設備兼用時
		な影響(電気的な影響を含む。),及びタービンミサイル等の内部発生飛散物によ	の容量及び地震,火災,溢
		る影響を考慮し、以下に各考慮事項に対する設計上の考慮を説明する。	水及びその他の自然現象の
			考慮は、次段落に記載)
			設計の差異(単独号機申請
			であるため共用なし <mark>)</mark>
			表現上の差異(基本設計方
			針の引用)
		なお、設備兼用時の容量に関する影響については、複数の機能を兼用する設備	図書番号の差異
		について複数の機能を兼用する場合を踏まえて設定した容量を添付書類「VI-1-	表現上の差異
		1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に示す。また,設計基準対象施	設計の差異(女川では、重
		設に考慮すべき地震,火災,溢水及びその他の自然現象並びに人為事象(故意に よるものを除く。)による他設備からの悪影響については,これらの波及的影響	大事故等対処設備は,地震, 火災,溢水及びその他の自
		により安全施設の機能を損なわないことを「2.3 環境条件等」に示す。	スプレス (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
			事故対処設備等と位置的分
			事 取 利 足 設 備 寺 と 位 置 的 方 散 を 図 る こ と で 必 要 な 機能
			を同時に喪失しない設計と
			していることを「2.1 多重
			性又は多様性及び独立性並
			びに位置的分散」に記載し
			ており,他の設備への悪影
			響は、系統的な影響及び内
			部発生飛散物による影響と
			定義し,地震,火災,溢水
			及びその他の自然現象によ
			る影響は、他の設備へ悪影
			響を及ぼす事象として整理
			していない。
			東海第二では, 地震, 火災,
			溢水、風(台風)及び竜巻
			による影響を「2.2 悪影響
			防止」において考慮し、ま
			た,「2.1 多重性又は多様
			性及び独立性並びに位置的 分散」及び「2.3 環境条件
			( ( ( ) ) ( ) ) ( ) ( ) ) ( ) ) ( ) ( ) ) ( ) ) ( ) ( ) ) ( ) ) ( ) ) ( ) ) ( ) ) ( ) ) ( ) ) ) ( ) ) ) ( ) ) ) ( ) ) ) ( ) ) ( ) ) ( ) ) ) ( ) ) ) )
		(1) 重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含	表現上の差異(基本設計方
		(1) 単八ず以守内た取庸につ何及の可成時の示意にいなが音(电スロリなが音とさむ。)	4の引用)
		<ul> <li>・系統的な影響に対して重大事故等対処設備は、弁等の操作によって設計基準対</li> </ul>	mi - 2 J1/14/
		象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成と	
		すること、重大事故等発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁	
		等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の	
		設備から独立して単独で使用可能なこと、又は設計基準対象施設として使用す	
		る場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の	
		設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
		・放水砲については、建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故	表現上の差異(基本設計方

- 15 -

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	針の引用)
		<ul> <li>(2) 内部発生飛散物による影響</li> <li>・設計基準対象施設に属する設備は、蒸気タービン、発電機及び内部発生エネル ギの高い流体を内蔵する弁の破損及び配管の破断、高速回転機器の破損に伴う 飛散物により安全性を損なわない設計とする。</li> <li>・重大事故等対処設備は、内部発生エネルギの高い流体を内蔵する弁の破損及び 配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し、</li> </ul>	
		重大事故等対処設備がタービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 悪影響防止を含めた設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の内部発生飛 散物による影響の考慮については、添付書類「VI-1-1-9 発電用原子炉施設の蒸 気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書」に示 す。	
		(3) 共用 安全施設及び常設重大事故等対処設備の共用については、以下の設計とする。 ・重要安全施設は、発電用原子炉施設間で原則共用又は相互に接続しない設計と するが、安全性が向上する場合は、共用又は相互に接続できる設計とする。な お、発電用原子炉施設間で共用又は相互に接続する重要安全施設はないことか ら、共用又は相互に接続することを考慮する必要はない。	設備の差異
		<ul> <li>・重要安全施設以外の安全施設は、発電用原子炉施設間で共用又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</li> </ul>	設備の差異
		<ul> <li>常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</li> </ul>	表現上の差異(基本設計) 針の引用) 設計の差異(女川は常設重 大事故等対処設備は他号相 と共用していない。)
		安全施設のうち,共用する機器については,「3. 系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。	設計の差異(女川は常設重 大事故等対処設備は他号桁 と共用していない。) 表現上の差異(記載適正化
		2.3 環境条件等 安全施設及び重大事故等対処設備は、想定される環境条件において、その機能 を発揮できる設計とする。	- 3、フルエッン (1048) 週 北   し
		安全施設の設計条件については,材料疲労,劣化等に対しても十分な余裕を持 って機能維持が可能となるよう,通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び設 計基準事故時に想定される圧力,温度,湿度,放射線量等各種の環境条件を考慮 し,十分安全側の条件を与えることにより,これらの条件下においても期待され	針の引用)
		ている安全機能を発揮できる設計とする。安全施設の環境条件には,通常運転時, 運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における圧力,温度,湿度,放射 線のみならず,荷重,屋外の天候による影響(凍結及び降水),海水を通水する系 統への影響,電磁的障害,周辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状(冷却材中	

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		の破損物等の異物を含む。)の影響を考慮する。	
		重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、	表現上の差異(基本設計方
		放射線,荷重及びその他の使用条件において,その機能が有効に発揮できるよう,	針の引用)
		その設置場所(使用場所)又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とすると	
		ともに、操作が可能な設計とする。重大事故等時の環境条件については、重大事	
		故等時における温度(環境温度及び使用温度),放射線及び荷重に加えて、その他	
		の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響(凍結及び	
		降水),重大事故等時に海水を通水する系統への影響,電磁的障害,周辺機器等か	
		らの悪影響及び冷却材の性状(冷却材中の破損物等の異物を含む。)の影響を考	
		慮する。	
		荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境	実現上の主思 (基本設計力
		旧重としては、重大事成等が完全したる日における「破破印所重に加えて、深況 圧力、温度及び自然現象(地震、風(台風)、積雪)による荷重を考慮する。	針の引用)
		工刀, 温及及び日巛洗家(地展, 風(日風), 損当/ による何重を与慮りる。	プラント固有条件の差異
			(女川は供用期間中に発生
			する規模を考慮し、 <mark>環境条</mark> 件として 津波及び火山の影
			響は考慮不要, 竜巻は風(台
			風)に包絡されると整理)
		安全施設及び重大事故等対処設備について、これらの環境条件の考慮事項ごと	表現上の差異(記載適止化)
		に、環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候に	
		よる影響(凍結及び降水),荷重,海水を通水する系統への影響,電磁的障害,周	
		辺機器等からの悪影響及び冷却材の性状(冷却材中の破損物等の異物を含む。)	
		の影響並びに設置場所における放射線の影響に分け、以下(1)から(6)に各考慮事	針の引用)
		項に対する設計上の考慮を説明する。	
		(1) 環境圧力,環境温度及び湿度による影響,放射線による影響,屋外の天候に	
		よる影響(凍結及び降水)並びに荷重	
		<ul> <li>・安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時にお</li> </ul>	
		ける環境条件を考慮した設計とする。	
		・原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時における	表現上の差異(基本設計方
		原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を	針の引用)
		考慮して,機能を損なわない設計とする。操作は,中央制御室から可能な設計	
		とする。	
		・原子炉建屋原子炉棟内の重大事故等対処設備は、想定される重大事故等時にお	表現上の差異(基本設計方
		ける環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能	針の引用)
		を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必	
		要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。操作は、中央	
		制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。	
		このうち, <mark>格納容器バイパス(</mark> インターフェイスシステム LOCA <mark>)</mark> 時, 使用済燃	
		料プールにおける重大事故に至るおそれのある事故又は主蒸気管破断事故起	
		因の重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設	
		計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。	
		・原子炉建屋付属棟内、制御建屋内(中央制御室を含む。),緊急用電気品建屋(地	設備の差異(重大事故等素
		下階)内及び緊急時対策建屋内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけ	
		るそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を	·
		考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備	
		ち感じて、「機能を損な47ない取自とするとともに、小鼠主星八争以等内廷設備 については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。	

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		操作は,中央制御室,異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設 計とする。	針の引用)
		<ul> <li>・屋外及び緊急用電気品建屋(地上階)の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は、中央制御室、離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。また、地震、風(台風)及び積雪の影響による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大</li> </ul>	設備の差異(重大事故等対 処設備の設置場所の相違)
		事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛 の措置をとる。さらに、積雪の影響については、必要により除雪の措置を講じ る。	ための具体的対策を記載) 設計の差異(女川は環境条件として火山の影響は考慮 不要, 竜巻は風(台風)に 包絡されると整理。また、 屋外の重大事故等対処設備 の共通要因としての自然現
			象に対する設計は、位置的 分散の考慮によって、設計 基準事故対処設備等と同じ 機能を有する他の重大事故 等対処設備が同時に機能喪 失しない設計としている。)
		<ul> <li>・屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時において、万が一使用中に機能を 喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可 能となるよう、位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管す</li> </ul>	
		る設計とする。 ・原子炉格納容器内の安全施設及び重大事故等対処設備は,設計基準事故 の 重大事故等時に想定される圧力,温度等に対し,格納容器スプレイ水による影 響を考慮しても,その機能を発揮できる設計とする。 ・安全施設及び重大事故等対処設備において,主たる流路の機能を維持できるよ う,主たる流路に影響を与える範囲について,主たる流路と同一又は同等の規 格で設計する。	表現上の差異(記載適正化)
		a. 環境圧力 原子炉格納容器外の安全施設及び重大事故等対処設備については,事故時に想 定される環境圧力が,原子炉建屋原子炉棟内は事故時に作動するブローアウトパ ネル開放設定値を考慮して大気圧相当,原子炉建屋付属棟内及びその他の建屋内 並びに屋外は大気圧であり,大気圧にて機能を損なわない設計とする。 原子炉格納容器内の安全施設及び重大事故等対処設備については,使用時に想 定される環境圧力が加わっても,機能を損なわない設計とする。	設備名称の差異
		原子炉格納容器内の安全施設に対しては,発電用原子炉設置変更許可申請書 「十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における 当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」(以下「許 可申請書十号」という。)ロ.において評価した設計基準事故の中で,原子炉格納 容器内の圧力が最も高くなる「原子炉冷却材喪失」を包絡する圧力として, 0.427MPa[gage]を設定する。	詳細設計の差異(圧力評価 結果の差異)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		原子炉格納容器内の重大事故等対処設備に対しては,「許可申請書十号」ハ. に	
		おいて評価した重大事故等の中で、原子炉格納容器内の圧力が最も高くなる「大	表現上の差異(想定事故シ
		破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失」を包絡する圧力と	ーケンス名称の差異)
		して, 原則として, 0.854MPa [gage] を設定する。	詳細設計の差異(圧力評価
		ただし、重大事故等発生初期に機能が求められるものは、機能が求められると	結果の差異)
		きの環境圧力を考慮して、環境圧力を設定する。	
		設定した環境圧力に対して機器が機能を損なわないように、耐圧部にあって	
		は、機器が使用される環境圧力下において、部材に発生する応力に耐えられるこ	
		ととする。耐圧部以外の部分にあっては、絶縁や回転等の機能が阻害される圧力	
		に到達しないことを確認する。	
		原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧を行う安全弁等については、環境圧力にお	
		いて吹出量が確保できる設計とする。原子炉冷却材圧力バウンダリに属する主蒸	設備名称の差異
		気逃がし安全弁は、サプレッションチェンバからの背圧の影響を受けないようべ	
		ローズと補助背圧平衡ピストンを備えたバネ式の平衡形安全弁とし、吹出量に係	
		る設計については、添付書類「VI-4-1 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書」に	図書番号の差異
		る成計については、称判者規「VI-4-1 女主并及び逸がし并の外山里計算者」に示す。	自由リン工共
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		確認の方法としては、尿気圧力と機器が機能することを確認した実証試験等によ	
		を行先したい歌衆見下において(液晶が(液能)) ることを(推認した美証(い歌寺によ るものとする。	
		<b>るも</b> がとする。	
		b. 環境温度及び湿度による影響	
		安全施設及び重大事故等対処設備は、それぞれ事故時に想定される環境温度及	
		び湿度にて機能を損なわない設計とする。環境温度及び湿度については、設備の	
		設置場所の適切な区分(原子炉格納容器内、原子炉建屋原子炉棟内、原子炉建屋	設備の差異
		付属棟内及びその他の建屋内,屋外)ごとに想定事故時に到達する最高値とし,	表現上の差異(記載適正化)
		区分ごとの環境温度及び湿度以上の最高使用温度等を機器仕様として設定する。	
		原子炉格納容器内の安全施設に対しては,「許可申請書十号」ロ.において評価	
		した設計基準事故の中で,原子炉格納容器内の温度が最も高くなる「原子炉冷却	
		材喪失」を包絡する温度及び湿度として、温度は171℃、湿度は100%(蒸気)を	
		設定する。	
		原子炉格納容器内の重大事故等対処設備に対しては、「許可申請書十号」ハ. に	
		おいて評価した重大事故等の中で、原子炉格納容器内の温度が最も高くなる「大	表現上の差異(想定事故シ
		破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電源喪失」を包絡する温度及	ーケンス名称の差異)
		び湿度として、原則として、温度は200℃、湿度は100%(蒸気)を設定する。	詳細設計の差異(温度評価
			結果の差異)
		原子炉建屋原子炉棟内の安全施設に対しては、原子炉建屋原子炉棟内の温度が	
		最も高くなる「主蒸気管破断」を考慮し、事故等時の設備の使用状態に応じて、	
		原則として,温度は66℃(事象初期:100℃),湿度は90%(事象初期:100%(蒸	詳細設計の差異(温度評価
		気))を設定する。	結果の差異)
		原子炉建屋原子炉棟内の重大事故等対処設備に対しては、原則として、温度は	
		66°C,湿度は100%を設定する。その他、「許可申請書十号」ハ.において評価し	
		0000、2000に、2000000000000000000000000000	計22100 元単 (価度計価) 結果の差異)
		- エバナB(オジート, - フノンジェス/ エカノンチのとんん) 30	100 215 12 /LL 25/
		「格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA)」時に使用する重大事	
		故等対処設備に対しては、原則、温度は 66℃(事象初期 100℃)、湿度は 100%に	設備の差異

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		設定する。	詳細設計の差異(温度評価
			結果の差異)
		「使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故」時に使用する	表現上の差異(記載適正化)
		重大事故等対処設備に対しては、使用済燃料プール水の沸騰の可能性を考慮し	
		て、原則として、温度は100℃、湿度は100%(蒸気)を設定する。	
		「主蒸気管破断事故起因の重大事故等」時に使用する原子炉建屋原子炉棟内の	表現上の差異(記載適正化)
		重大事故等対処設備に対しては,主蒸気管から原子炉建屋原子炉棟への蒸気の流	詳細設計の差異(温度評価
		出を考慮し、原則として、温度は 66℃(事象初期:100℃)、湿度 100%を設定す	- 結果の差異)
		る。	
		原子炉建屋付属棟内及びその他の建屋内の安全施設及び重大事故等対処設備	表現上の差異(記載適正化)
		に対しては、原則として、温度は 40℃,湿度は 90%を設定する。	
		屋外の安全施設及び重大事故等対処設備に対しては、夏季を考慮し、温度は	<ul> <li>表現上の差異(記載適正化)</li> </ul>
		40°C, 湿度は100%を設定する。	
		環境温度及び湿度以上の最高使用温度等を設定できない機器については、その	
		設備の機能が求められる事故に応じて、サポート系による設備の冷却や、熱源か	
		らの距離等を考慮して環境温度及び湿度を設定する。	
		なお、環境温度を考慮し、耐環境性向上を図る設計を行っている機器について	
		は、「3. 系統施設ごとの設計上の考慮」に示す。	
		設定した環境温度に対して機器が機能を損なわないように、耐圧部にあって	
		は、機器が使用される環境温度下において、部材に発生する応力に耐えられるこ	
		ととする。耐圧部以外の部分にあっては、絶縁や回転等の機能が阻害される温度	
		に到達しないこととする。	-
		環境温度に対する確認の方法としては、環境温度と機器の最高使用温度との比	
		較、規格等に基づく温度評価の他、環境温度を再現した試験環境下において機器	
		が機能することを確認した実証試験等によるものとする。	
		また、設定した湿度に対して機器が機能を損なわないように、耐圧部にあって	
		は、当該構造部が気密性・水密性を有し、一定の肉厚を有する金属製の構造とす	
		ることで、湿度の環境下であっても耐圧機能が維持される設計とする。耐圧部以	
		外の部分にあっては、機器の外装を気密性の高い構造とし、機器内部を周囲の空	
		気から分離することや、機器の内部にヒータを設置し、内部で空気を加温して相	表現上の差異(記載適正化
		対湿度を低下させること等により,絶縁や導通等の機能が阻害される湿度に到達	
		しないこととする。	
		湿度に対する確認の方法としては、環境湿度と機器仕様の比較の他、環境湿度	
		を再現した試験環境下において機器が機能することを確認した実証試験等によ	
		るものとする。	
		<ul> <li>c. 放射線による影響</li> </ul>	
		安全施設及び重大事故等対処設備は、それぞれ事故時に想定される放射線にで	
		後能を損なわない設計とする。放射線については、設備の設置場所の適切な区分	
		機能を損なわない設計とする。放射線については、設備の設置場所の適切な区方 (原子炉格納容器内、原子炉建屋原子炉棟内、原子炉建屋付属棟内及びその他の	
		建屋内、屋外)ごとに想定事故時に到達する最大線量とし、区分ごとの放射線量	
		に対して、遮蔽等の効果を考慮して、機能を損なわない材料、構造、原理等を用	
		いる設計とする。	
		安全施設に対しては、「許可申請書十号」 ロ. において評価した設計基準事故の	
		中で、原子炉格納容器内の線量が最も高くなる「原子炉冷却材喪失」を選定し、	

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
、(参与// 1口両/ч34)水士/J宛黾/灯弟 ( 万饶	<b>米(体界→)分电</b> //		設備名称の差異 詳細設計の差異(放射線量 評価結果の差異) 設備名称の差異 設備名称の差異(想定事故シ ーケンス名称の差異) 詳細設計の差異(放射線量 評価結果の差異) 設備名称の差異 詳細設計の差異(放射線量
		「格納容器バイパス (インターフェイスシステム LOCA)」時に使用する重大事 故等対処設備に対しては、最大放射線量は 460Gy/7 日間に包絡される。 「使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故」時に使用する 重大事故等対処設備に対しては、使用済燃料プール水位が低下することで生じる 燃料からの直接線とその散乱線が想定されるが、当該影響は小さいため、最大放 射線量は 460Gy/7 日間に包絡される。 原子炉建屋付属棟内及びその他の建屋内の重大事故等対処設備に対しては、原 則として、屋外と同程度の放射線量として 10Gy/7 日間を設定する。	評価結果の差異) 詳細設計の差異(放射線量 評価結果の差異)
		ただし,放射線源の影響を受ける可能性があるエリアについては,遮蔽等の効 果や放射線源からの距離等を考慮して放射線量を設定する。 屋外の重大事故等対処設備に対しては,原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質か らの直接線及びスカイシャイン線,原子炉格納容器から漏えいした放射性物質に よるクラウドシャイン線及びグランドシャイン線を考慮し,「許可申請書十号」 ハ.において評価した重大事故等の中で,「大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失 敗+全交流動力電源喪失」での最大放射線量を包絡する線量として,10Gy/7 日間 を設定する。	表現上の差異(想定事故シ ーケンス名称の差異)
		表2-1-1~表2-1-6にこれらの放射線量評価に用いた評価条件等を示す。 放射線による影響に対して機器が機能を損なわないように、耐圧部にあって は、耐放射線性が低いと考えられるパッキン・ガスケットも含めた耐圧部を構成 する部品の性能が有意に低下する放射線量に到達しないこと、耐圧部以外の部分 にあっては、電気絶縁や電気信号の伝送・表示等の機能が阻害される放射線量に 到達しないこととする。 確認の方法としては、環境放射線を再現した試験環境下において機器が機能す	設備の相違(柏崎との差異: 女川は屋外の放射線源な し <mark>。</mark> )

ることを確認した実証試験等により得られた機器等の機能が維持される積算線	
量を機器の放射線に対する耐性値とし、環境放射線条件と比較することとする。	
耐性値に有意な照射速度依存性がある場合には,実証試験の際の照射速度に応じ	
て、機器の耐性値を補正することとする。	
環境放射線条件との比較のため,機器の耐性値を機器が照射下にあると評価さ	
れる期間で除算して線量率に換算することとする。なお,原子炉施設の通常運転	
中に有意な放射線環境に置かれる機器にあっては、通常運転時等の事故等以前の	表現上の差異(記載適正
状態において受ける放射線量分を事故等時の線量率に割増すること等により、事	
故等以前の放射線の影響を評価することとする。	
放射線の影響の考慮として、原子炉圧力容器は中性子照射の影響を受けるた	
め、設計基準事故時等及び重大事故等時に想定される環境において脆性破壊を防	
止することにより、その機能を発揮できる設計とする。原子炉圧力容器は最低使	
用温度を10℃に設定し、関連温度(初期)を-35℃以下に管理することで脆性破	詳細設計の差異
壊が生じない設計とする。原子炉圧力容器の破壊靭性に対する評価については,	
添付書類「VI-1-2-2 原子炉圧力容器の脆性破壊防止に関する説明書」に示す。	図書番号の差異
放射線に対して中央制御室遮蔽及び竪急時対策所遮蔽は、想定事故時において	設備名称の差異
	図書番号の差異
d. 屋外の天候による影響(凍結及び降水)	
設計とする。	備も屋外の天候による を考慮する <mark>。</mark> )
e. 荷重	
安全施設については、自然現象のうち地震,風(台風),竜巻,積雪及び火山の	設計の差異(安全施設
影響による荷重、常設重大事故等対処設備については、自然現象のうち地震、風	しては地震,風(台風
(台風) 及び積雪による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の	竜巻,積雪及び火山の
組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。	を考慮し,重大事故等
	設備に対しては、発生
	と規模の観点から地震
	<ul><li>(台風)及び積雪によ</li></ul>
	重を考慮する <mark>。</mark> )
	表現上の差異(記載適
可搬型重大事故等対処設備については、自然現象(地震、風(台風)及び積雪)	設計の差異 (同上)
によって機能を損なうことのない設計とする。	表現上の差異(記載適
可搬型重大事故等対処設備は、地震荷重及び地震を含む荷重の組合せが作用す	
る荷重を考慮して機能を損なわない設計にするとともに、地震後においても機能	
及び性能を保持する設計とする。	
	設計の差異( <mark>女川は</mark> ,
	事故等対処設備につい 供用期間中に発生する
	<ul> <li>環境放射線条件との比較のため、機器の部性値を機器が照射下にあると評価される期間で除算して最差率に換算することする。なお、原子炉瓶皮の通常達要 中に有意なな対線線環に重めれる機器にあっては、通常薬薬時の参数を実活的の 状態において受ける放射線型分を考慮等時の線量率に割増すること等えの、 放射線の影響の考慮して、原子炉圧力容器は中セ子照射の影響を受けるため、設計基準事故時等及び重大事な等時に患される環境において酸性破壊を防 止することに20、の、の機能を集空等時に患定される環境において酸性破壊を防 止することに20、回り、不の機能をな容がきな設計とする。原子炉圧力容器は見低使 用温度を10℃に設定し、間達温度(初期)を-35℃以下に管理することで勉快 感が生じない設計とする。原子炉圧力容器の破壊駆性に対する評価については、 部付書類「VI-1-2-2」原子炉圧力容器の破壊駆性に対する評価については、 部付書類「VI-1-2-2」原子炉圧力容器の破壊駆性に対する評価については、 部付書類「VI-1-2-2」原子炉圧力容器の破壊認識には思する感謝書」に示す。</li> <li>カナネールの構成な設計をびきの破壊が使用することでも能量 (確認及で成本)による影響(体認及び降水) 置外の天気による影響(体認及び降水)により防水対策及び床詰防止対策を行う 設計とする。</li> <li>の構成 安全施設については、自然現象のうち地震、風(台風)、電差、積雪及び火山の 影響による考重、常変重大事故等対応設備については、自然現象のうち地震、風 (台風)及び増雪による高の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の 組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。</li> <li>可酸型重大事故等対応設備については、自然現象(地震、風(台風)及び進金合力が重要の によって機能を損な力に、設計とする。</li> <li>可酸型重大事故等対応設備については、自然現象(地震、風(台風)及び環告</li> <li>ロマ酸型重大事故等対応設備については、自然現象(地震、風(台風)及び進合力が低声の の組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。</li> <li>可酸型重大事故等対応設備については、自然現象(地震、風(台風)及び環合したの荷重の 組合せにも機能を有効に発揮できる設計とする。</li> <li>可酸型重大事故等対応設備については、自然現象(地震、風(台風)及び進合力が低用・ る荷に活いては、その機能を有効に発揮できために、横滑りを含むやに地震の</li> <li>ロマロマムなどないな設計とする。</li> <li>ロマムないな音な方が低声の組合せが作用・</li> <li>国体力などの体理を指力が応感を含む荷面の組合せが作用・</li> <li>国体を指力が広いな影響になどなどなどの地震のに発展するために、横滑のを含むで地震にある</li> <li>国数型気大事故等対応設備などななどの前面の組合せがにも優勝のを含むが正力をとらに、地震後においても機能</li> </ul>

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		屋外の重大事故等対処設備は、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せが 作用する場合においては、風(台風)及び積雪の影響による荷重を考慮し、機能 を損なわない設計とするとともに、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、 固縛等の措置をとる。また、積雪の影響を考慮して、必要により除雪の措置を講 じる。	を考慮し、環境条件として 竜巻は風(台風)に包絡さ れると整理している。また、 外部からの衝撃による損傷 の防止が図られた建屋等内 に設置又は保管するか、設 計基準事故対処設備等と位 置的分散を図ることを、 「2.1多重性又は多様性及 び独立性並びに位置的分 散」(1)自然現象 b.に記載 している。) 表現上の差異(記載適正化) 設計の差異(記載適正化) 設計の差異(記載適正化) 設計の差異(記載適正化) 設計の差異(記載適正化) 設計の差異(知川は,重大 事故等対処設備について、 供用期間中に発生する規模 を考慮し、環境条件として 火山の影響は考慮不要、奄 差は風(台風)に包絡され ると整理している。また、 設計基準事故対処設備等と 位置的分散を図ることや、 可搬型重大事故等対処設備 は意の練の措置をとること を、「2.1多重性又は多様
		組み合わせる荷重の考え方については、添付書類「VI-1-1-2 発電用原子炉施 設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-2- 1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方 針」に示す。 安全施設及び常設重大事故等対処設備の地震荷重及び地震を含む荷重の組合 せに対する設計については、添付書類「VI-2 耐震性に関する説明書」のうち添 付書類「VI-2-1 耐震設計の基本方針」に基づき実施する。また、地震以外の荷 重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計については、添付書類「VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書 類「VI-1-1-2-11 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関 する基本方針」に基づき実施する。	図書番号の差異 図書番号の差異
		地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計を含めた自然現象,人為事 象,溢水及び火災に対する可搬型重大事故等対処設備の機能保持に係る設計につ いては,別添2「可搬型重大事故等対処設備の設計方針」に基づき実施する。ま た,屋外の重大事故等対処設備の地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに 対する設計については,添付書類「VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等に よる損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉	表現上の差異(基本設計方 針の引用) 図書番号の差異

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に基づき実施す る。	
		(2) 海水を通水する系統への影響 ・常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する安全施設及び重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する。常時海水を通水する機器については、耐腐食性向上として炭素鋼内面にライニング又は塗装を行う設計とする。ただし、安全施設及び重大事故等対処設備のうち、常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。また、使用時に海水を通水する重大事故等対処設備は、海水の影響を考慮した設計とする。	表現上の差異(基本設計方 針の引用)
		・原則、淡水を通水するが、海水も通水する可能性のある重大事故等対処設備は、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、海水の影響を考慮した設計とする。また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	
		(3) 電磁的障害 <ul> <li>安全施設及び重大事故等対処設備のうち電磁波に対する考慮が必要な機器は、</li> <li>電磁波によりその機能を損なうことがないよう、ラインフィルタや絶縁回路を</li> <li>設置することによりサージ・ノイズの侵入を防止する、又は鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、電磁波の侵入を防止する措置を講じた設計とする。</li> </ul>	表現上の差異(基本設計方 針の引用)
		<ul> <li>(4) 周辺機器等からの悪影響</li> <li>・安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに人為事象(故意によるものを除く。)による他設備からの悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</li> <li>・重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備している自主対策設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を損なわない設計とする。</li> </ul>	
		<ul> <li>・重大事故等対処設備が受ける周辺機器等からの悪影響としては、地震,火災及び溢水による波及的影響を考慮する。</li> </ul>	設計の差異(女川は、重大 事故等対処設備は、地震以 外の自然現象及び人為事象 に対して、設計基準事故対 処設備等と位置的分散を図 り、可搬型重大事故等対処 設備は複数箇所に分散して 保管し、竜巻により飛散さ せないよう固縛の措置をと ることを、「2.1 多重性又 は多様性及び独立性並びに 位置的分散」(1)自然現象、 (2) 人為事象 に記載してい る。)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設	
		備は、地震については技術基準規則第 50 条「地震による損傷の防止」に基づ	
		く設計とする。可搬型重大事故等対処設備は、地震の波及的影響により、重大	プラント固有条件の差異
		事故等に対処するための必要な機能を損なわないように、設計基準事故対処設	表現上の差異(基本設計方
		備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、その機能に	針の引用)
		応じて, すべてを一つの保管場所に保管することなく, 複数の保管場所に分散	設計の差異(女川では <mark>,</mark> 波
		配置する。位置的分散については、「2.1 多重性又は多様性及び独立性並びに	
		位置的分散」に示す。また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、地震により	大事故等対処設備の保管場
		生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び	
		浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な	<mark>に記載している。</mark> )
		機能を喪失しない位置に保管する設計とする。	
			設計の差異(女川では、
			大事故等対処設備の地震に
			対する設計は、「2.1多」
			性又は多様性及び独立性 びに位置的分散」(1)自然
			いに位直的分散」(1) 日然 象 a. に記載している。)
			家 a.に記載している。)
		<ul> <li>・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設</li> </ul>	
		備は、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。可	
		備は、12個盤単成開第32米「火災による損傷の防止」に塗って設計とする。可 搬型重大事故等対処設備は、火災防護対策を火災防護計画に策定する。	
		派主星八事成寺月之旼[  は, 八火防波月泉で八火防設計画に来たりる。	設計の差異( <mark>女川では,</mark>
			大事故等対処設備の火災
			対する設計は, 「2.1 多
			性又は多様性及び独立性
			びに位置的分散」(4)火災
			記載している。)
		・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように,重大事故等対処設備は,	
		想定される溢水により機能を損なわないように,重大事故等対処設備の設置区	
		画の止水対策等を実施する。	
			設計の差異( <mark>女川では,</mark>
			大事故等対処設備の溢水
			<mark>対する設計は, 「2.1 多</mark>
			性又は多様性及び独立性
			びに位置的分散」(3)溢水
			<mark>記載している。</mark> )
		波及的影響を含めた <mark>地震以外</mark> の自然現象及び人為事象(故意によるものを除	設計方針の差異(女川は
		く。)に対する安全施設及び重大事故等対処設備の設計については、添付書類「VI	設備への悪影響防止を「2.
		-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のう	悪影響防止等」に記載し,
		ち添付書類「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の	周辺機器等からの悪影響
		防止に関する基本方針」に基づき実施する。	(波及的影響)のみを「2.
			環境条件等」で考慮)
			表現上の差異(記載の適

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書)

は上述が高きかなただかなただのなおし、学校を知られないなかないでした。 などの「新生活」のなどのないたいでした。 などの「新生活」のなどのないたいでした。 などのないたいでした。	《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
1) 建甲酸化 247 在燃料中で         245 数 中型 化 建成为 小型 数 计数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数				表現上の差異 図書番号の差異
101. 回復型現在大学業業を知識地の登場の表达プクタスペート」に       調査部の実施         101. の変現が認識と考慮する実施した金融       2015年100-255         101. の変現が認識と考慮する実施した金融       2015年10-255         101. の変現が見た変更な変更な変更なな変更なな変更なな変更なな変更なな変更なな変更なな変更なな変				
ことの認識をついていたが考慮でのないでし、必要相応でしていたな、 は、ないため、ないの、ないの、ないの、ないの、ないの、ないの、ないの、ないの、ないの、ないの			いては、別添1「可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に	
			波及的影響を含めた発電用原子炉施設で火災が発生する場合を考慮した安全施設及び常設重大事故等対処設備の火災防護設計については、添付書類「VI-1- 1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」の「2. 火災防護の基本方針」に基づき実施する。波及的影響を含めた可搬型重大事故等対処設備の火災防護計画については、添付書類「VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する	
(5) 設置場所における放射線の影響 ・安全施設及び丸大和広学材設備の設置場所は、事故等時においても操作及び 復旧作業に支援がないように、激素の設置や発展からの機構距離により放射機 最が高くたるお毛れの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能、放 射線の影響を受けない現在る医難しくは難れた場所から強情で認に、文 は中央明測電話の5条件である中央制電話から操作可能、又			波及的影響を含めた発電用原子炉施設内で発生が想定される溢水の影響評価 を踏まえた安全施設及び重大事故等対処設備の溢水防護設計については、添付書 類「VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」のうち添付書類「VI	
<ul> <li>・安全施設及び重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び 復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線 量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能、放 射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又 は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</li> </ul>				(6)にて比較
<ul> <li>・安全施設及び重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び 復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線 量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能、放 射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又 は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</li> </ul>				
<ul> <li>・安全施設及び重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び 復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線 量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能、放 射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又 は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</li> </ul>				
<ul> <li>・安全施設及び重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び 復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線 量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能、放 射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又 は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</li> </ul>				
<ul> <li>・安全施設及び重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び 復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線 量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能、放 射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又 は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</li> </ul>				
<ul> <li>・安全施設及び重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び 復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線 量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能、放 射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又 は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</li> </ul>				
<ul> <li>・安全施設及び重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び 復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線 量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能、放 射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又 は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</li> </ul>				
<ul> <li>・安全施設及び重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び 復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線 量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能、放 射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又 は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</li> </ul>				
			<ul> <li>・安全施設及び重大事故等対処設備の設置場所は、事故等時においても操作及び 復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線 量が高くなるおそれの少ない場所を選定した上で、設置場所から操作可能、放 射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能、又</li> </ul>	項目番号の差異
				表現上の差異(基本設計方

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように,遮蔽の設置や線 源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定する ことにより,当該設備の設置及び常設重大事故等対処設備との接続が可能な設 計とする。	針の引用)
		計とする。 設備の操作場所は、「(1)c. 放射線による影響」にて設定した事故時の線源、 線源からの距離,遮蔽効果,操作場所での操作時間(移動時間を含む。)を考慮 し、選定する。 遮蔽のうちー時的に設置する遮蔽を除く生体遮蔽装置の遮蔽設計及び評価に ついては、添付書類「VI-4-2 生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去について の計算書」に示す。 中央制御室における放射線の影響として、居住性を確保する設計については、 添付書類「VI-1-7-3 中央制御室の居住性に関する説明書」に示す。緊急時対策 所における放射線の影響として、居住性を確保する設計については、添付書類「VI -1-9-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書」に示す。	図書番号の差異
		(6) 冷却材の性状(冷却材中の破損物等の異物を含む。)の影響	表現上の差異(基本設計方 針の引用)
		<ul> <li>・安全施設は、日本機械学会「配管内円柱状構造物の流力振動評価指針」(JSM E S 012-1998)による規定に基づく評価を行い、配管内円柱状構造物 が流体振動により破損物として冷却材に流入しない設計とする。</li> <li>・安全施設は、水質管理基準を定めて水質を管理することにより異物の発生を防 止する設計とする。</li> <li>・安全施設及び重大事故等対処設備は、系統外部から異物が流入する可能性のあ る系統に対しては、ストレーナ等を設置することにより、その機能を有効に発 揮できる設計とする。</li> </ul>	
		<ul> <li>・安全施設及び重大事故等対処設備は、原子炉圧力容器内又は原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響により想定される最も小さい有効吸込水頭において、その機能を有効に発揮できる設計とする。</li> </ul>	針の引用)
		配管内円柱状構造物の流力振動評価については,添付書類「VI-1-4-2 流体振 動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書」に示す。 想定される最も小さい有効吸込水頭において,ポンプが正常に機能することに ついては,添付書類「VI-1-4-3 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポ ンプの有効吸込水頭に関する説明書」及び添付書類「VI-1-8-4 圧力低減設備そ の他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書」に示す。	図書番号の差異
		2.4 操作性及び試験・検査性 安全施設は、誤操作を防止するとともに容易に操作ができる設計とし、重大事 故等対処設備は、確実に操作できる設計とする。 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検(試験及び検査を 含む。)が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等	表現上の差異(基本設計方 針の引用)
		ができる構造とし、構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、 原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とする。 なお、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することによ り、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は,使用前事業者検査及び定期事業 者検査の法定検査に加え,保全プログラムに基づく点検が実施可能な設計とす る。	基本設計方針の差異(新検 査制度への対応) 表現上の差異(基本設計方 針の引用)
		設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は、原則として、系統試験及び漏え いの有無の確認が可能な設計とする。系統試験については、テストライン等の設 備を設置又は必要に応じて準備することで試験可能な設計とする。また、悪影響 防止の観点から他と区分する必要があるもの又は単体で機能・性能を確認するも のは、他の系統と独立して機能・性能確認(特性確認を含む。)が可能な設計とす る。 以下に操作性及び試験・検査性に対する設計上の考慮を説明する。 (1) 操作性	
		安全施設及び重大事故等対処設備は、操作性を考慮して以下の設計とする。 ・安全施設は、プラントの安全上重要な機能に支障をきたすおそれがある機器・ 弁等に対して、色分けや銘板取付け等の識別管理や人間工学的な操作性も考慮 した監視操作エリア・設備の配置、中央監視操作の盤面配置、理解しやすい表 示方法により発電用原子炉施設の状態が正確、かつ迅速に把握できる設計とす るとともに施錠管理を行い、運転員の誤操作を防止する設計とする。また、保 守点検において誤りが生じにくいよう留意した設計とする。	
		中央制御室制御盤は,盤面器具(指示計,記録計,操作器具,表示装置,警報 表示)を系統ごとにグループ化して主制御盤に集約し,操作器具の統一化(色, 形状,大きさ等の視覚的要素での識別),操作器具の操作方法に統一性を持た せること等により,通常運転 <mark>開</mark> ,運転時の異常な過渡変化 <mark>開</mark> 及び設計基準事故 時において運転員の誤操作を防止するとともに,容易に操作ができる設計とす る。	表現上の差異(記載適正化) 設備名称の差異
		・当該操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び発電用原子炉施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件(地震,内部火災,内部溢水,外部電源喪失並びに燃焼ガス,ばい煙,有毒ガス,降下火砕物及び凍結による操作雰囲気の悪化)を想定しても、運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を中央制御室において操作に必要な照明の確保等により容易に操作することができる設計とするとともに、現場操作についても運転時の異常な過渡変化可及び設計基準事故時に操作が必要な箇所は環境条件を想定し、適切な対応を行うことにより容易に操作することができる設計とする。	
		・重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事 故等が発生した場合においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して 確実に操作でき、「許可申請書十号」ハ.で考慮した要員数と想定時間内で、ア クセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用 に係る体制、管理等については、保安規定に定めて管理する。以下 a.から f. に安全施設及び重大事故等対処設備の操作性に係る考慮事項を説明する。	
		なお,中央制御室で操作を行う安全施設の操作性については,添付書類「VI-1- 5-4 中央制御室の機能に関する説明書」に示す。	図書番号の差異

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ul> <li>a. 操作環境</li> <li>・重大事故等対処設備は、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。</li> <li>・防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。 操作環境における被ばく影響については、「2.3 環境条件等」に示す。</li> </ul>	
		<ul> <li>b. 操作準備</li> <li>・重大事故等対処設備は、現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に 用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。</li> <li>・工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備は、運搬、設置が確実に行えるように、人力又は車 両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガ の張り出し、輪留めによる固定等が可能な設計とする。</li> </ul>	
		c. 操作内容 ・現場の操作スイッチは、運転員等の操作性を考慮した設計とする。	表現上の差異(基本設計方 針の引用)
		<ul> <li>・重大事故等発生時に電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</li> </ul>	
		・重大事故等発生時に現場において人力で操作を行う弁は,手動操作が可能な設 計とする。	表現上の差異(基本設計方 針の引用)
		<ul> <li>・重大事故等発生時の現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、使用する設備に応じて接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計とする。</li> </ul>	表現上の差異(基本設計方 針の引用)
		・重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に 操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は 運転員の操作性を考慮した設計とする。	
		<ul> <li>・重大事故等時において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器については、その作動状態の確認が可能な設計とする。</li> </ul>	
		<ul> <li>d. 切替性</li> <li>・重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</li> </ul>	設備の差異
		e. 可搬型重大事故等対処設備の接続性	
		<ul> <li>可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確 実に接続できるように、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式</li> <li>等を用い、配管は配管径や内部流体の圧力によって、大口径配管又は高圧環境 においてはフランジを用い、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接</li> </ul>	針の引用)
		続方式等を用いる設計とする。高圧窒素ガスボンベ,空気ボンベ,タンクロー リ等については、各々専用の接続方式を用いる。	設備名称の差異 表現上の差異(用語の統一)

	・同一ポンプを接続する配管は口径を統一することにより、複数の系統での接続	表現上の差異(基本設計方
	方式の統一も考慮する。	針の引用)
	f. アクセスルート	
	<ol> <li>アクセスルートは、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重</li> </ol>	表現上の差異(基本設計方
		針の引用)
	・屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、人為事象、溢水及び火	表現上の差異(基本設計方
	災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮し	針の引用)
	て複数のアクセスルートを確保する設計とする。	プラント固有条件の差異
	・屋外及び屋内アクセスルートは、自然現象に対して、地震、津波、風(台風)、	プラント固有条件の差異
	竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高	
	潮を考慮し,人為事象に対して,飛来物(航空機落下),爆発,近隣工場等の火 災,危険物を搭載した車両,有毒ガス,船舶の衝突,電磁的障害及び故意によ る大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。	
	<ul> <li>・アクセスルート及び火災防護に関する運用については、保安規定に定める。</li> </ul>	
	・屋外アクセスルートに対する地震による影響(周辺構造物等の損壊,周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり),その他自然現象による影響(風(台風)及び 竜巻による飛来物,積雪並びに火山の影響)を想定し,複数のアクセスルート	
	の中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障	
	害物を除去可能なブルドーザ(台数1(予備1))及びバックホウ(台数1(予	
	(備1))を保管,使用する。また,地震による屋外タンクからの溢水及び降水に 対しては,道路上への自然流下も考慮した上で,通行への影響を受けない箇所 にアクセスルートを確保する設計とする。	
	<ul> <li>・アクセスルートは、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤及び防潮壁で</li> </ul>	プラント固有条件の差異
	防護することにより、複数のアクセスルートを確保する設計とする。また、高	
	潮に対して、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する設	
	計とする。 ・自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両	プラント因有条件の美異
	このいては常時スタッドレスタイヤを装着することにより、並びに急勾配の箇	
	所のすべり止め材配備及びすべり止め舗装を施すことにより通行性を確保で	
	きる設計とする。森林火災については、通行への影響を受けない距離にアクセ	違)
	スルートを確保する設計とする。人為事象のうち飛来物(航空機落下),爆発,	
	近隣工場等の火災,危険物を搭載した車両,有毒ガス <mark>及び</mark> 故意による大型航空 機の衝突その他のテロリズムに対しては,迂回路も考慮して複数のアクセスル	実用上の美男 (甘本語社・
	機の個矢での他のプロリズムに対しては、 迂回路も考慮し <mark>、</mark> 後級のプラセズル ートを確保する設計とする。船舶の衝突に対しては、 カーテンウォールにより	
	船舶の侵入が阻害されることから、落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が	
	直接影響を受けることはないため、さらに生物学的事象に対しては、容易に排	
	除可能なため、アクセスルートへの影響はない。	

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		・屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のす	表現上の差異(基本設計方
		べりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対	針の引用)
		処設備の運搬に必要な幅員を確保することにより通行性を確保できる設計と	運用の相違(女川は周辺斜
		する。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、 <mark>段差</mark>	面の崩壊が発生した場合で
		緩和対策の実施、迂回又は砕石による段差箇所の仮復旧により対処する設計と	も,可搬型設備の通行に必
		する。	要な幅員を確保しているこ
			とから, 土砂復旧作業は不
			要としている。)
		・屋外アクセスルートは、自然現象のうち、凍結及び積雪に対して、道路につい	設計の差異(アクセスルー
		ては融雪剤を配備し、車両については常時スタッドレスタイヤを装着すること	ト確保のための対応の相
		により,並びに急勾配の箇所のすべり止め材配備及びすべり止め舗装を施すこ	違。女川では、車両に対し
		とにより通行性を確保できる設計とする。	てはスタッドレスタイヤ装
			着により通行性を確保する
			設計としている。)
		・屋内アクセスルートは、津波、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜	プラント固有条件の差異
		巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林	
		火災及び高潮)及び人為事象(飛来物(航空機落下),爆発,近隣工場等の火災,	表現上の差異(基本設計方
		危険物を搭載した車両,有毒ガス及び船舶の衝突)に対して,外部からの衝撃	針の引用)
		による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。	
		・屋内アクセスルートの設定に当たっては、油内包機器及び水素内包機器による	表現上の差異(基本設計方
		地震随伴火災の影響や、水又は蒸気内包機器による地震随伴溢水の影響を考慮	
		するとともに、迂回路を含む複数のルート選定が可能な配置設計とする。	
		アクセスルートの確保について、周辺斜面の崩壊等に対する考慮を別添1「可	
		搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート」に示す。	
		<ul><li>(2) 試験・検査性</li></ul>	
		設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するために、発電用原子炉の	
		運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検(試験及び検査を含む。)が可能な構	
		造であり、かつ、そのために必要な配置、空間及びアクセス性を備えた設計とす	
		S.	
		また、設計基準対象施設は、使用前事業者検査及び定期事業者検査の法定検査	基本設計方針の差異(新検
		に加え、保全プログラムに基づく点検が実施可能なように以下について考慮した	查制度)
		設計とする。	表現上の差異(基本設計方 針の引用)
		・発電用原子炉の運転中に待機状態にある設計基準対象施設は、試験又は検査に	
		よって発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き, 運転中に定期的	
		に試験及び検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及	
		び機器にあっては、その健全性並びに多様性又は多重性を確認するため、各々	
		が独立して試験又は検査ができる設計とする。	
		・設計基準対象施設のうち構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設	
		備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし、機能・	
		性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開	
		放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	
		重大事故等対処設備は、設計基準対象施設と同様な設計に加えて、以下につい	
		て考慮した設計とする。	

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ul> <li>・重大事故等対処設備のうち代替電源設備は、電気系統の重要な部分として適切 な定期試験及び検査が可能な設計とする。</li> <li>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備は、具体的に以下の機器区分ごとに示す試験・検査が実施可能な設計とし、その設計に該当しない設備は個別の設計 とする。</li> <li>a. ボンブ,ファン,圧縮機</li> <li>・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、これらは他 の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計とする。</li> <li>・分解が可能な設計とする。ただし、可搬型設備は、分解又は取替が可能な設計 とする。</li> <li>・ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</li> </ul>	表現上の差異(記載適正化)
		<ul> <li>b. 弁(手動弁,電動弁,空気作動弁,安全弁)</li> <li>・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</li> </ul>	表現上の差異
		・分解点検が可能な設計とする。	表現上の差異
		<ul> <li>・人力による手動開閉機構を有する弁は規定トルクによる開閉確認が可能な設計 とする。</li> <li>c. 容器(タンク類)</li> <li>・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、これらは他 の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計とする。</li> <li>・内部確認が可能なよう、マンホール等を設ける、又は外観の確認が可能な設計 とする。</li> <li>・原子炉格納容器は、全体漏えい率試験が可能な設計とする。</li> <li>・ボンベは規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</li> <li>・ほう酸水注入系貯蔵タンクは、ほう酸濃度及びタンク水位を確認できる設計と する。</li> <li>・放射性よう素フィルタは、銀ゼオライトの性能試験が可能な設計とする。</li> <li>・軽油タンク等は、油量を確認できる設計とする。</li> <li>・タンクローリは、車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計と する。</li> <li>d. 熱交換器</li> <li>・機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。</li> </ul>	
		・開放点検が可能な設計とする。 ・熱交換器ユニットは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計 とする。	表現上の差異 設備の相違(女川は熱交換 器ユニットの車両としての 確認事項を追加)
		<ul> <li>e. 空調ユニット</li> <li>・機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、これらは他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計とする。</li> <li>・フィルタを設置するものは、差圧確認が可能な設計とする。また、内部確認が可能なように、点検口を設ける設計とする。</li> </ul>	

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ul> <li>f. 流路</li> <li>・機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、これらは他の系統へ悪影響を及ぼさず試験可能な設計とする。</li> <li>・熱交換器を流路とするものは、熱交換器の設計方針に従う。</li> <li>・フィルタを設置するものは、差圧確認が可能な設計とする。また、内部確認が可能なように、点検口を設ける設計とする。</li> </ul>	設計の差異(設計方針の差 異)
		<ul> <li>g. 内燃機関</li> <li>・機能・性能の確認が可能なように、発電機側の負荷を用いる試験系統等により、</li> <li>機能・性能確認が可能な設計とする。</li> <li>・分解が可能な設計とする。ただし、可搬型設備は分解又は取替が可能な設計とする。</li> </ul>	表現上の差異(前後の表明 と整合を図り,記載を適正 化)
		<ul> <li>h. ガスタービン</li> <li>・機能・性能の確認が可能なように、発電機側の負荷を用いる試験系統等により、</li> <li>機能・性能確認が可能な設計とする。</li> <li>・分解が可能な設計とする。</li> </ul>	記載方針の差異(女川は「 用発電用原子炉の設置、通 転等に関する規則」別表領 二の分類に合わせて分類)
		<ul> <li>i. 発電機</li> <li>・機能・性能の確認が可能なように、各種負荷(ポンプ負荷,系統負荷,模擬負荷)により機能・性能確認が可能な設計とする。</li> <li>・分解が可能な設計とする。ただし、可搬型設備は分解又は取替が可能な設計とする。</li> <li>・電源車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</li> </ul>	項目番号の差異 表現上の差異(記載適正化
		<ul> <li>j. その他電源設備</li> <li>・各種負荷(系統負荷,模擬負荷),絶縁抵抗測定,弁の開閉又は試験装置により,機能・性能の確認が可能な設計とする。</li> </ul>	項目番号の差異 表現上の差異(記載適正化
		<ul> <li>・鉛蓄電池は電圧測定が可能な設計とする。ただし、鉛蓄電池(ベント型)は電</li> <li>圧及び比重測定が可能な設計とする。</li> </ul>	表現上の差異(記載適正化
		<ul> <li>k. 計測制御設備</li> <li>・模擬入力による機能・性能の確認(特性確認又は設定値確認)及び校正が可能 な設計とする。</li> </ul>	項目番号の差異 表現上の差異(記載適正化
		<ul> <li>・ロジック回路を有する設備は、模擬入力による機能確認として、ロジック回路 動作確認が可能な設計とする。</li> </ul>	表現上の差異(記載適正化
		<ol> <li>         . 遮蔽         ・主要部分の断面寸法の確認が可能な設計とする。     </li> <li>         外観の確認が可能な設計とする。     </li> </ol>	項目番号の差異
		m. 通信連絡設備 ・機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	項目番号の差異

(2)	<b>课</b> 揽条件	30	由体積 4606y7 日間 10月4日 1全設定 1支設定 5x (イ 5y hで 1約され	設計方針の差異(補足資料 にて詳述する)
(/2)		30		
0		<ul> <li>総量評価</li> <li>2 原子炉格前容器自由体積を保</li> <li>2 存し、区面内に線額が均一に分</li> <li>4 桁するとして線量を詳価した</li> <li>8 結果、300k6y/7 日間を設定す</li> <li>5 5。</li> </ul>	(四子伊達県原子伊藤自由体積 を保存し、区面内に発展か時一 に分布するとして保養を評価 にした結果、4800ッ/7日間を設定 する。 たお、「格納等器ハインジスイイ となお、「格納等器ハインジスイイ となお、「格約等器ハインジステム となお、「格約等器ハインジステム となり、「4806ッ/7日間に包給され 50。	
-1-1 放射線の環境条件設定方法(重大事故等時)	環境条件設定方法	線源等 「許可申請書十号」へ、において評価した重大事故 年のうち」「大破時 L0CA+HPCS 実統十拖圧 ECCS 号 女子全交流動力電源美人」時に原子师格納容器中 こ放出される放射性物質の存在量を包給した線源 (表2-1-3)を設定する。なお、線原の設定に当 とり、線量への寄与が大きい希方ス、よう素及びセ アクム等の高額発性核種の放出については、MAM	「許可申請書十号」へ、において詳価した重大事故 事のうち「大政時100A+HPCS 失敗+低圧 ECCS 含 な+全交流動力電源與失」時に原子炉格納容器か 気子炉建風原子炉権内に漏えいする放射性物智 5.原子炉格納容器からの漏えい事。0.9~1.36/目に有 含さの含化した練派(表2-1-4)を設定する。 2.55. 練源の設定に当たり、想定する事象に応じた 2.55. 練源の設定に当たり、想定する事象に応じた 2.57. 練測の設定に当たり、想定する確保が容 2.57. 単常の約2.1.36/目に有 2.57. 単常の約2.1.36/目に有 2.57. 単常の第7.47.57.57.52 と想定する。	
素2-		想定する事象 有効性評価のうち, 照子炉 格納容器内の線量が最も 高くなる事象として、「火   破断 LDCA HIPCS 失敗十底 低断 LDCA HIPCS 失敗十底 圧 ECCS 失敗十全交流動力 電源喪失」を想定する。	有効性評価のうち, 原子炉 格神容器内の線量が最も 高くなる事象として、「大」 破断 LDCA HIPCS 失敗十匹 低断 LDCS 失敗十金交流動力 電源真失」を想定する。	
	対象区画	な	原子如確偽	
	表 211 放射線の環境条件設定方法 (1	表2-1-1 放射線の第	教会区画 和会区画 子炉格納容器内 想沈性評価のうち,原子伊 格納容器内の線量が最も 高くなる事象として,「大 能加100A+HPCS 大限+任 圧 EDCA 失敗+全党活動力 電原模失」を想定する。	対象区画 超定する事象 対象区画 超定する事象 子母偽納容器内 有効性評価のうち, 原子 格納容器内の減重が最 高くなる事象として、15 破断100A+HPC5 失敗+1 高原長上」を想定する。 電源真失」を想定する。 電源真失」を想定する。 電源真失」を想定する。 電源真失」を想定する。 電源真失」を想定する。 電源真失」を想定する。 電源真失」を想定する。

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書)

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 備考
		世 
		(1/2) 線最評価 現子炉特納容器自由体 積を保存し、区面内に線 思い均一に分布すると して線量を評価した結 する。 第、260%0%/6ヶ月を設定 する。 のとして線量を評価した結 に線調が均一に分布す た結果、460%/6ヶ月を設定 設定する。
		実施条件設定方法(設計基準事款件) 環境条件設定方法(設計基準事款件) 環境条件設定方法 (許可申請書十号」ロ、において評 額度等し時に原子师格納容器内 治局材度失」時に原子师格納容器内 信用した設計基準事長のうち「原子炉 治国材度失」時に原子炉体約に漏えい に該出き消害者(表示) に該出き消害者(表示) (表示)で評 信子/中報度原子/時代納定者(表 2-16) として設定する。
		表2-1-2 放射線の6 想定する事象 原子炉格納容器内で発生する事象 のうち,原子炉格納容器内で発生する事象 が最も高くなる事象として「原子 成長も高くなる事象として「原子 が最も高くなる事象として「原子 が最も高くなる事象として「原子 が最も高くなる事象として「原子
		效象区画 原子炉機動容器内 原子炉機内

資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。 - 36 -

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所				備考		
			書をなる	業調楽中	Imoy/h B/F	InGy/h B/ F	設計方針の差異 (補足資料 にて詳述する)
		(2/2)		後書背面 第1444 - 11	屋外と同じ放射線量と して、ImoV/h以下を設定 する。	圏外における緑量は、 「中央制御室の居住柱 に関する説明書」に記載 される設計進準準故時 の中央側衛室への入送 城時の被にく評価に使 用するモデル等を使用 して設定する。 評価点は、場外の中央創 御室指述(入口付近)の 位置を代表点として詳 価する。評価の結果、繊 残条件は InGyh 以下を 設定する。	
		計基準事故時)	環境条件設定方法	の日本非常の時代の丁目の日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	原十位確認付属保等の過剰効果な 考慮しないことから, 屋外と同じ様 原を設定する。	圏外における飲料舗の業境条件設 電外における飲料舗の業境条件設 品住住に関する説明書」に記載され る設計基準事故時の中央制備塗っ る設計基準事故時の中央制備塗っ の入退城時の被打く評価における 保護と同じに、「許可申諸書十号」 ロ、において評価した設計基準事故 のうち「原子伊油県内外」場 <mark>」お</mark> しる市子伊港屋原子伊港屋の分射 性物質及び大気中へ秋出された放 就性物質を総築として設定する。	
		表 2-12 放射線の1		想定する事象	原子学務委員務書ので発生する事象 のうむ、原子学務委部署内の議書 が表も高くなる事象とした「原子 部活動対書先」を指定する。	原子学格装容器への発生する事象 のうち、原子学条装容化の読書 が最も高くなる事象として「原子 学活却対要矢」を想定する。	
			14 C 14	国文家家	原土が建国		

		表 2-1-3	重大事故等時にお	いよっ 匠 フ に			
		1	表 2-1-3 重大事故等時における原子炉格納容器内の積算放射能量				
				積算放射	f能量[Bq·s]	詳細評価結果の差異(F	
		核種グルー	ープ (ガン・	マ線実効エジ	ネルギ 0.5MeV 換算値)	炉内内蔵量の違い)	
			ドライ	ウェル	サプレッションチェンバ		
		希ガス業	直 約4.4	E+23	約 2.7E+23		
		よう素素	顏 約3.6	E+23	約 4, 8E+23		
		Cs 類	約9.8	E+22	約 8.2E+22		
		Te 類	約 2.2	E+22	約 1. 0E+22		
		Ba 類	約5.5	E+21	約 5, 5E+21		
		Ru 類	約1.8	E+21	約 2, 3E+21		
		La 類	約2.1	E+20	約 7.7E+20		
		Ce 類	約1.5	E+20	約 3.6E+20		
		核種グルー	-7		能量[Bq·s]	詳細評価結果の差異( 炉内内蔵量の違い)	
		表 2-1-4	重大事故等時におけ		基屋原子炉棟内の積算放射能量	2 詳細評価結果の差異()	
	術曲ノルーノー		(ガント		ペルギ 0, 5MeV 換算値) 3. 0E+21	// 「」「」100次年//元///2///	
		よう素料			0. 6E+20		
Cs 類		R.	約3				
		Te 類 Ba 類 Ru 類		約 5.4E+17 約 3.1E+17 約 1.0E+17			
			La 頻				
		Ce 類			約 2.6E+18 約 2.9E+16		
		Ce at		<i>m</i> -9 2	. 92*10		
		表 2-1-5	設計基準事故時における原子炉 積算放射能量[Bq*s]		・炉格納容器内の積算放射能」 積算放射能量[Bq+s]	詳細評価結果の差異()	
		核種	積募加3別能量[bq·s] (ガンマ線実効エネル	核種	情異成別能重Lbq+s」 (ガンマ線実効エネル	炉内内蔵量の違い)	
			ギ 0. 5MeV 換算値)	10% Lill	ギ 0. 5MeV 換算値)		
		Kr-83m	約 2.1E+19	I-131	約 1. 0E+23		
		K1-85m	約 7, 9E+21	I-132	約 3, 7E+23		
		Kr-85	約 3, 2E+21	I-133	約 4.3E+22		
		Kr-87	約 2.2E+22	1-134	約 9.3E+21		
		Kr-88	約 1.7E+23	1-135	約 3.5E+22		
		Xe-131m	約1.8E+21	1			
		Xe-133m	約 3,6E+21	1			
		Xe-133	約 3, 2E+23	1			
		Xe-135m	約 1.0E+21	1			
		Xe-135	約 1.3E+23	1			
		Xe-138	約 1.5E+22				

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所			女川原子力発情	電所第2	号機	備考
		表 2-	1-6 設計	基準事故時における	原子炉建屋	屋原子炉棟内の積算放射能量	
				積算放射能量[Bq•s]		積算放射能量[Bq•s]	
			核種	(ガンマ線実効エネル	核種	(ガンマ線実効エネル	詳細評価結果の差異 (FP
			6.04.285	ギ 0.5MeV 換算値)	Control Control	ギ 0. 5MeV 換算値)	炉内内蔵量の違い)
			Kr-83m	約 1, 1E+16	1-131	約 8.6E+20	
			Kr-85m	約 9.4E+18	I-132	約 2.6E+21	
			Kr-85	約 3.1E+19	I-133	約 1.7E+20	
			Kr-87	約 8,0E+18	I-134	約 2.4E+18	
			Kr-88	約 1.3E+20	I-135	約 5.9E+19	
			Xe-131m	約 1,6E+19			
			Xe-133m	約 2.3E+19	/		
			Xe-133	約 2.5E+21	1		
			Xe-135m	約 7, 9E+16	1		
			Xe-135	約 2.8E+20			
			Xe-138	彩 1, 1E+18			
		3. 系統	施設ごとの	設計上の考慮			表現上の差異(記載適正
					「3. 系統施設ごとの		
							上の考慮」については
							別設計であるため、項
		3.1 核烟	3.1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設				み比較する。
		<ul> <li>3.2 原子炉冷却系統施設</li> <li>3.3 計測制御系統施設</li> </ul>					
		010 110	A101 PT VI VI VI VI VI				要求事項に変更なく申
							象外
		<ol> <li>3.4 放射線管理施設</li> <li>3.5 原子炉格納施設</li> <li>3.6 その他発電用原子炉の附属施設</li> </ol>					項目番号の差異 項目番号の差異 項目番号の差異
		3.6.1 非常用電源設備					項目番号の差異
			常用電源設備				項目留りの左共
		0.0.2 f	市用电你叹	Ħ			要求事項に変更なく申
							安水 争項に変更なく 中に 象外
		2 6 2	レベマ七字キョルル	#			項目番号の差異
		<ol> <li>3.6.3 火災防護設備</li> <li>3.6.4 浸水防護設備</li> <li>3.6.5 補機駆動用燃料設備</li> <li>3.6.6 非常用取水設備</li> </ol>					項目番号の差異
							項目番号の差異
							項目番号の差異
		<ul> <li>8.6.7 緊急時対策所</li> <li>別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート</li> </ul>					項目番号の差異
		別添 1	(内容についての差異)				
			各図書にて示す。)				
		別添 2	(内容についての差異)				
			各図書にて示す。)				
		別添 3	(内容についての差異)				
				各図書にて示す。)			
		別添 4	(内容についての差異に				